

**令和7・8年度
国土交通省直轄工事(一般土木等22工種)
競争参加資格登録の概要について**

国土交通省直轄工事の発注の流れ

○直轄工事の競争参加資格登録においては、**22の工種**に分類するとともに、一般土木等の**6つの工種**について等級区分を設けており、競争参加資格者の定期の登録を2年毎に実施している。

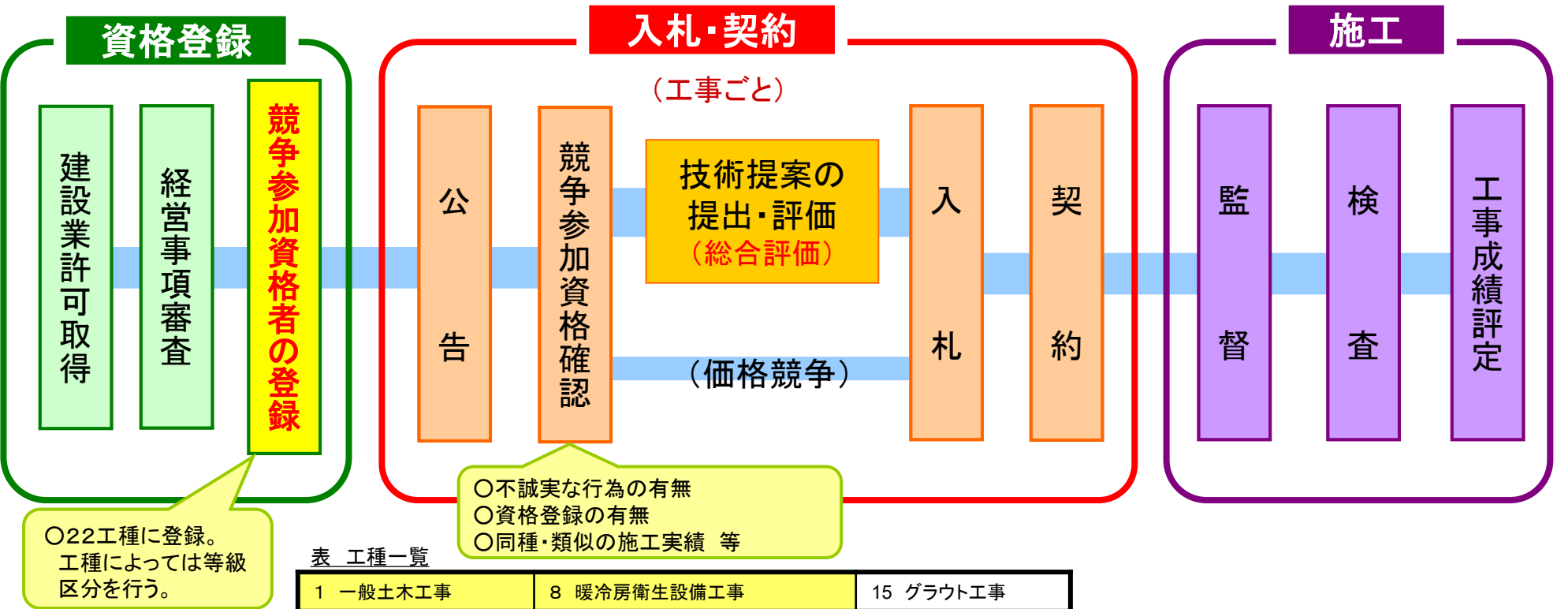


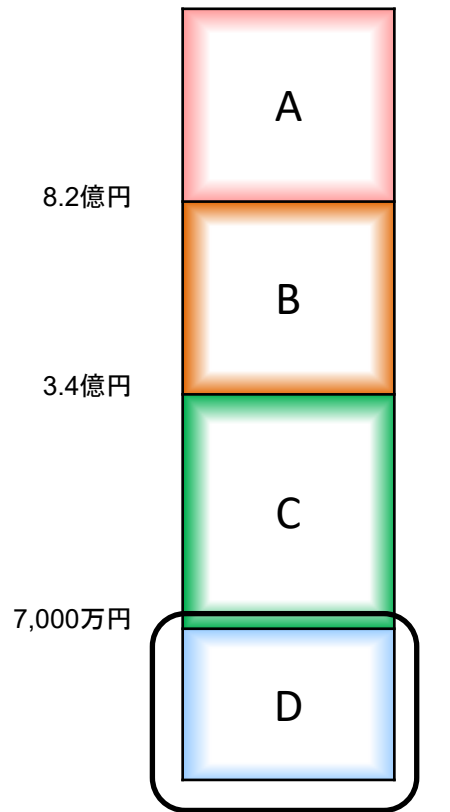
表 工種一覧

1 一般土木工事	8 暖冷房衛生設備工事	15 グラウト工事
2 アスファルト舗装工事	9 セメント・コンクリート工事	16 杭打工事
3 鋼橋上部工事	10 プレストレスト・コンクリート工事	17 さく井工事
4 造園工事	11 法面処理工事	18 プレハブ建築工事
5 建築工事	12 塗装工事	19 機械設備工事
6 木造建築工事	13 維持修繕工事	20 通信設備工事
7 電気設備工事	14 河川しゅんせつ工事	21 受変電設備工事
		22 橋梁補修工事

(: 等級区分のある工種)

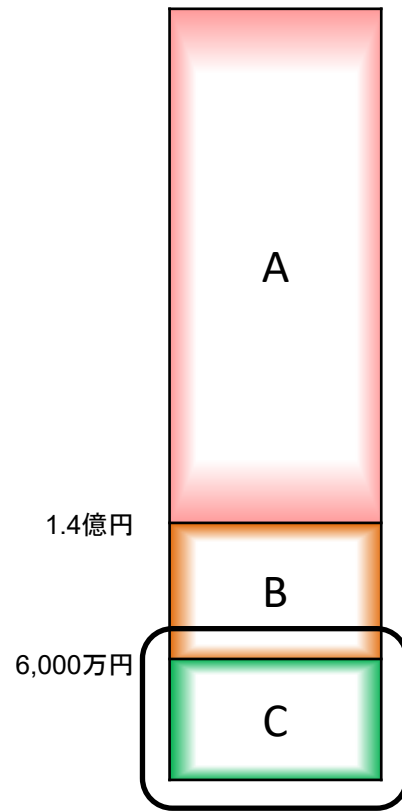
最下位等級の統合について

一般土木・建築



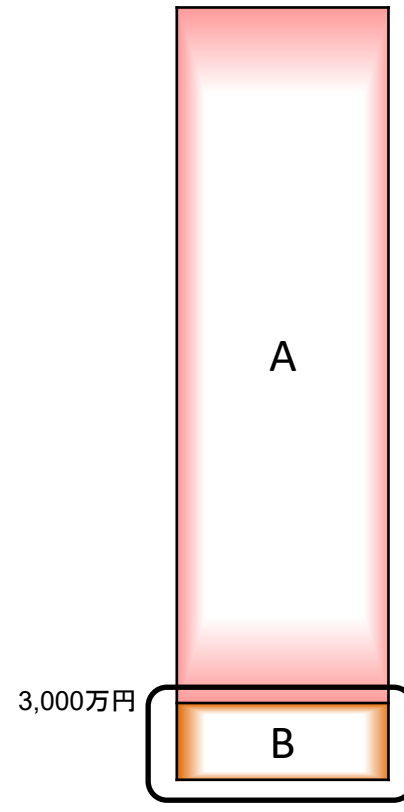
中国が
D→C等級へ統合済

アスファルト舗装



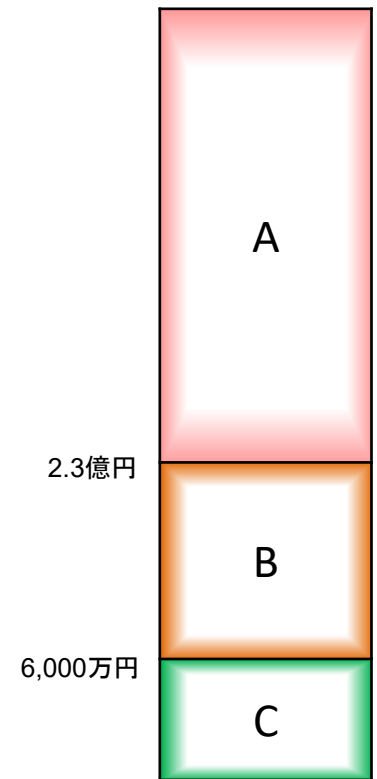
東北、北陸、中国、四国、
九州がC→B等級へ
統合済

造園



東北、中国、四国が
B→A等級へ統合済
(等級区分無し)

電気・暖冷房



競争参加資格者名簿の作成と発注標準

○直轄工事においては、企業の経営規模等による経営事項審査点に、工事受注や総合評価の参加実績による技術評価点を加算した総合点数に応じて企業の格付けを行い、各等級別に発注の標準とする工事金額(いわゆる発注標準)を定めている。

経営事項評価点数 + 技術評価点数 = 総合点数

経営事項評価点数 = 0.25X₁+0.15X₂+0.20Y+0.25Z+0.15W

経営規模	X ₁	①完成工事高（許可業種別）	その他審査項目 （社会性等）	W	①建設工事の担い手の育成及び確保に関する取組状況 ②建設業の営業年数 ③防災活動への貢献の状況 ④法令遵守の状況 ⑤建設業の経理の状況 ⑥研究開発の状況 ⑦建設機械の保有状況 ⑧国又は国際標準化機構が定めた規格による状況
	X ₂	①自己資本額 ②利払前税引前償却前利益			
経営状況	Y	①負債抵抗力 ②収益性・効率性 ③財務健全性 ④絶対的力量			
技術力	Z	①元請完成工事高（許可業種別） ②技術職員数（許可業種別）			

発注量と企業数のバランスを図り、総合点数の上位企業から上位等級に格付け

発注標準(一般土木)

技術評価点数 = 【換算係数 α】 × 【技術評価点素点】 ^ 【log β】

【技術評価点素点】＝

<直轄工事の受注実績>

$$\sum \{ (【成績評定】 - 65) \times 【技術的難易度】 \times 【災害対応実績係数】 \times \sqrt{【工事規模】 \times 【総合評価】 \times 【部局係数】 \times 【調整係数】 \times 【直近係数】} \}$$

<総合評価方式への参加実績>

$$+ 0.5 \times \sum \{ 【技術的難易度】 \times \sqrt{【工事規模】 \times 【総合評価】 \times 【部局係数】 \times 【直近係数】} \}$$

<地方公共団体の受注実績>

$$+ 0.5 \times \sum \{ (【成績評定】 - \text{成績評定平均点}) \times \sqrt{【工事規模】 \times 【調整係数】 \times 【直近係数】} \}$$

8.2億円	Aランク
WTO(8.1億円)	Bランク
3.4億円	Cランク
0.7億円	Dランク

※ α、logβは、経営事項評価点数の平均と技術評価点数の平均が等しくなるように設定

令和7・8年度 競争参加資格登録について

1. 等級区分の設定

- 前回の資格審査に引き続き、発注量と企業数のバランスを図るとともに、十分な競争環境及び参加機会を確保する観点から必要に応じて最下位等級※の統合を行えることとする。

なお、当該措置は、登録企業数、発注予定の工事量等により、各々の地方整備局にて決定する。

2. 企業の評価

- 前回の資格審査に引き続き、「一般土木」、「アスファルト舗装」「造園」においては、技術評価点がゼロ点企業は、総合点数にかかわらず、最下位等級とする。

なお、建築、電気設備、暖冷房については、当該措置は適用しない。

3. 地域の担い手確保等

- R5・6資格審査に引き続き、地域の社会資本整備・管理の担い手確保等の観点から、上位等級に昇級する企業は、従前の等級に留まることができるものとする。

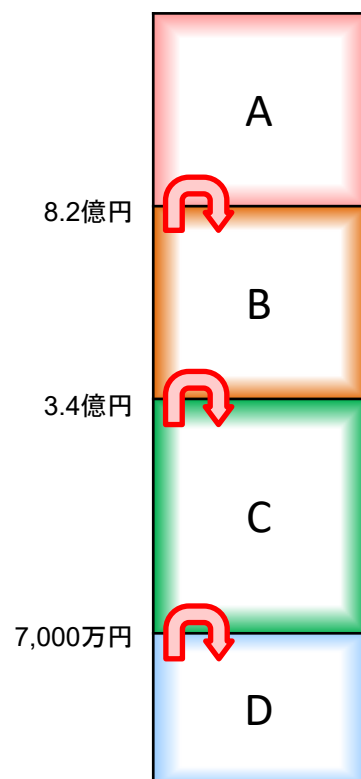
※各工種区分の最下位等級は、一般土木・建築はD等級、As舗装・電気設備・暖冷房衛生設備はC等級、造園はB等級が該当

残留措置の適用について

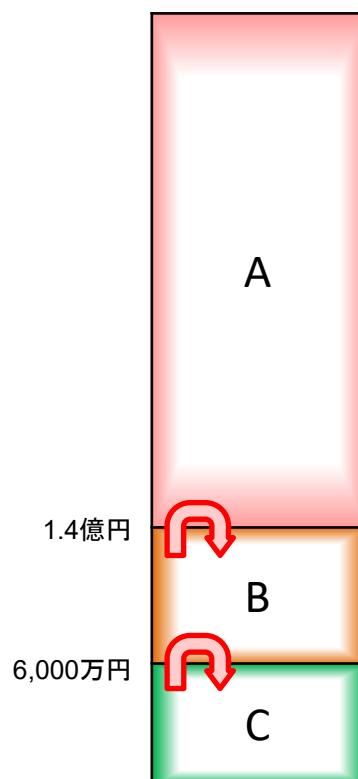


地域の社会資本整備・管理の担い手確保等の観点から、上位等級に昇級する企業については、従前(R5・6)の等級に留まることを認める。

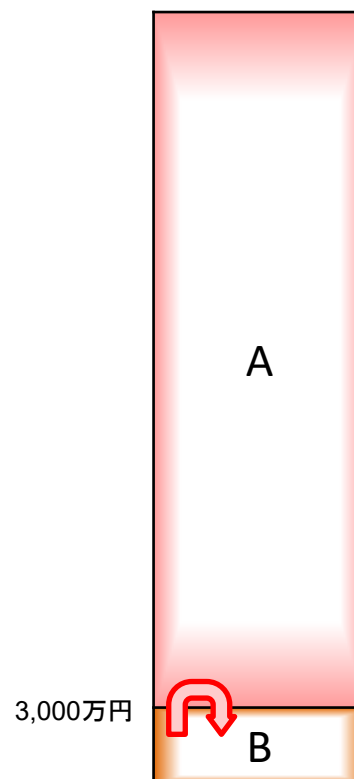
一般土木・建築



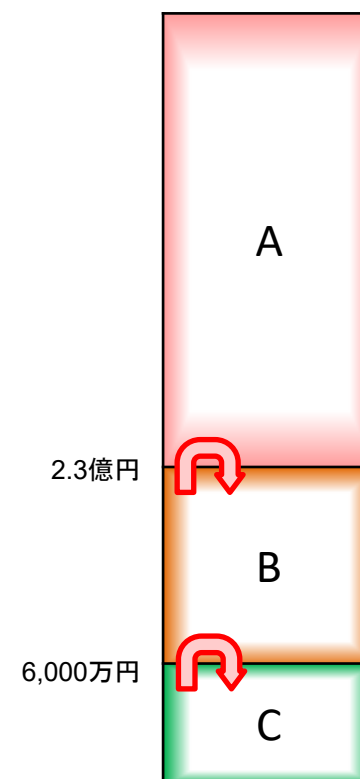
As舗装



造園



電気・暖冷房



令和7・8年度技術評価点算定式で適用する係数

技術的難易度係数

技術的難易度	I	II	III	IV	V	VI
係数値	1.0	1.25	1.5	1.75	2.0	2.0

災害対応実績係数

実績工事	係数
緊急随契による災害復旧工事	2.0
それ以外	1.0

部局係数

	工事請負金額	部局係数
当該地方支分部局が発注した工事	全工事	1.0
他の地方支分部局が発注した工事	2億円以上	1.0
	2億円未満	0.5

調整係数

低入札価格対象工事かつ成績評定65点・平均点未満の工事の場合に調整係数「2」を乗じる
(マイナス点になる)

直近係数

実績工事	係数
直近2年以内の完成工事	2.0
直近2年超 4年以内の完成工事	1.0

総合評価係数

施工能力評価型		技術提案評価型			
II 型	I 型	S 型	A III 型	A II 型	A I 型
【総合評価係数】(1.0点)		【総合評価係数】=1.0+【得点率】(1.0～2.0点) 【得点率】=得点／加算点			